

第5章

計画の推進に向けて

1. 各主体の役割と連携 82
2. 協働による推進 84
3. 計画の推進にあたっての考え方 84

本計画の基本理念である「持続可能な『新しいくまもと』の創造による豊かな住生活の実現」を図るためには、県はもとより、市町村、県民、企業等が互いに連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

また、住宅施策を展開していくうえでの背景となる社会経済情勢は、年々変化していくことが考えられ、各年度の財政状況や住宅需要動向の変化等に適切に対応しながら、県は効果的・効率的に住宅施策の推進を図ります。

(1) 県の役割

県は市町村が行う住宅施策の支援・サポートを行うとともに、単独の市町村では展開が難しい事業について広域的な調整を行うほか、県内市町村の取組みの参考となるようなモデル事業・支援事業に取り組みます。

また、住宅困窮者対策、高齢者住宅対策、子育て支援、耐震・防災・防犯対策、街なか居住、県産木材・畳表の振興、住宅相談・情報提供等、緊急に取り組むべき重要な課題について、目指すべき方向性を示すとともに、市町村や関係機関等と連携し、重点的に取り組みます。

【県の具体的な取組み】

①市町村の住宅施策課題への対応

県と市町村等で構成する「熊本県地域住宅協議会」を通して、情報を共有するとともに、住宅施策課題の解決に向けた取組みを進めます。

特に、現時点における住宅施策の主な優先課題である、災害への備え、脱炭素社会に向けた住宅の省エネルギー対策、地域への移住・定住促進等については、県と市町村の連携を深めます。

②政令市熊本市との連携

政令市熊本市の区域は、県内総世帯数の約45%が居住する住宅集積地であり、特に都市的課題への対応が求められることから、公営住宅から民間住宅まで含めた住宅セーフティネットの構築、マンションの適正管理や老朽化対策、住宅相談対応等の分野において熊本市との連携を深め、課題への対応を図ります。

③社会資本整備総合交付金の活用

熊本市以外の市町村においては、財政規模や行政権限が限られ、専門職員数も少ない状況で住宅施策課題に対応していかなければなりません。よって、県はこれらの市町村と一体的に「社会資本総合整備計画」を策定し、県内で取組みが必要な交付金対象事業の全体像（パッケージ）を示すとともに、必要に応じて市町村事業を支援します。

(2) 市町村の役割

住宅施策の推進に当たり、市町村は県民に最も近い窓口であることから、今後も公営住宅の整備をはじめ、住情報提供や民間住宅支援等、ソフト的な住宅施策についても積極的に推進していくことが期待されます。また、空家等対策の推進に関する特別措置法において、空家等対策計画の作成や対策の実施が市町村の責務として明記されるなど、市町村が地域住宅施策に関して果たす役割は大きくなっています。特に政令指定都市である熊本市については、県を代表する市として各種先導的な住宅施策を展開し、県全体の住宅施策を牽引する役割も期待されます。

そのためにも、市町村においては、県及び他の市町村との緊密な連携を図りつつ、地域の住宅需要を把握するための調査を行い、市町村住宅計画等を策定し、地域特性や気候風土、地域の住文化に合ったきめ細かな住宅施策を展開することが望まれます。

(3) 県民の役割

より良い住まい、より良いまちづくりは、行政による取組みだけでなく、民間団体や事業者団体、公的機関との適切な連携、協力のもと、本来の主役である県民の方々の積極的な行動があってこそはじめて実現できるものです。行政との連携という点においては、施策の推進のために必要な情報が、それぞれのまちの担い手である県民から適切に提供されることが望まれます。

熊本における住まいづくり、まちづくりを推進するにあたっては、県民が地域特性を十分理解でき、熊本にふさわしい暮らし方を選択していくことが重要です。また、県民相互が地域の中で協力し、助け合いながら暮らしていくことで、より良い地域社会が形成されます。

(4) 民間の団体、事業者等の役割

公共の役割は、適正な住宅市場の誘導や補完であり、市場における住宅供給の主役は民間の住宅関連事業者です。県住宅マスタープランに基づき、住宅施策を推進するにあたっては、民間の団体（建築士会、建築士事務所協会、宅地建物取引業団体、建設業団体等）及び事業者団体の役割は極めて重要であり、今後も一層連携を図っていく必要があります。

(5) 公的機関（（一財）熊本県建築住宅センター、（独）住宅金融支援機構、（独）都市再生機構）への期待

（一財）熊本県建築住宅センター、（独）住宅金融支援機構、（独）都市再生機構といった各公的機関は、県民への各種住宅の提供、政策課題に対応した融資、住情報の提供、住宅相談の実施、講習会の開催等の事業を県内で展開しており、県民や事業者に即した住まいづくりの推進の一翼を担っています。特に、災害時の対応においては、被災者の相談対応から市町村への技術支援に至るまで、復旧・復興に欠かせない存在として尽力されています。今後も県と一体となって住宅施策に取り組むことが期待されています。

2

協働による推進

(1) 住宅に関する情報提供体制の充実

住宅に関する情報が多様化・複雑化する中、県民に対して分かりやすい情報提供を行うため、県住宅課のホームページ等での住情報提供を行います。

(2) 住宅相談窓口の充実

現在、(一財)熊本県建築住宅センターにリフォーム・マンション問題・法務・税制等、住宅に関する総合的な相談窓口、各市町村等に住宅リフォームに関する相談窓口を設置していますが、これらの一層の充実を図ります。

(3) 住宅関連団体、社会福祉協議会との連携

住宅関連団体との連携を図り、県民に良質な住宅を提供するために、「熊本県住宅リフォーム推進協議会」や「熊本県地域型復興住宅推進協議会」の活動を推進します。

また、住宅確保要配慮者への住宅供給に向け、「熊本県居住支援協議会」を開催し、不動産関係団体、社会福祉協議会、市町村等との連携を強化します。

3

計画の推進にあたっての考え方

本計画は、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) のPDCAマネジメントサイクルによる計画管理を行い、成果目標の進捗状況等を踏まえながら、事業の改善、次期の計画改定を行います。